

すくらんぶる



Let's Go!

(徳島県女性就業センターPOP講習修了生 植村友美さんの作品です。)

— 目 次 —

- 巻頭言 (渥美雅子) 2
- 知事への10分インタビュー (茨城県知事) 3
- 発掘してませんか ニューメニュー (税務・社会保険労務事務、医療事務) 4
- カリキュラムの概要紹介 (社会保険労務事務、CADと建築製図、不動産実務) 5~7
- 女性就職準備講座—有利な就職への方向づけ— 8
- 技術講習に対するニーズ調査 9
- 就職率のアップをめざして 10
- 修了生紹介 (群馬県、三重県) 11
- センター紹介 (山梨県) 12
- お待ちしています 13
- なんでもQ&A 14~15

女をあげるコツ



弁護士

渥美雅子

今年で満30年を迎えた私達夫婦の結婚生活の歴史の中で、私が最も女をあげたのは、夫が脱サラをした時だった。夫は40才になる誕生日の前日に、それまで16年間勤めていた会社を辞めたのだが、辞める直前まで、私は夫の決意を知らなかった。尤も、いくらかの下地はあって、辞める数ヶ月前に私達2人はエイヤッと決心して、ヒマラヤ・トレッキングに出掛けてしまったのだが、働き盛りのサラリーマンが「女房と山に行ってきます」なんて理由で、長期休暇をとることの極めてマレだった17、8年も前のこと、帰ってくると、会社は彼にとって針のムシロだったらしい。そのことを私もなんとなく聞いてはいたのだが、まさか退職まで決意しているとは知らなかった。

ある日、夫は唐突に言ったのだ。

「俺、2月20日で辞める」

まるで、穴の穿いた靴下を捨てるような何気なさだった。

「え、何を？」

「だから、今の会社。失業保険はちゃんともらうけどさ、食えるかな」

急に、そんな判断を求められても困るのだけれど、事態がまだよく呑み込めない私は「食や食えるんじゃない。食えなかったら一緒に路頭に迷ってあげるよ」

とだけ言って、あわただしく出勤した。思えば、自由業の私は、毎日失業しているようなものだ。何の保障も期待も持てないところで仕事をするのが当たり前だし、それで何とか生活がつながっているの、連れ合いの失業に対しても悲愴感が湧かなかったただけなのだ。

それから10年も経って夫は言う。

「あの時、お前にゴネられたらどうしようかって内心びくびくものだったんだ。皆さ、男が会社を辞める時、かみさんとか、おふくろさんを説得するのが一番難関だって言うからね」

その割には、あっさりした私の反応に夫は気抜けしたらしい。だが、それによって私は「意外に夫をよく理解してくれる女房」という評価を得、家庭の中で女をあげた。それには私自身、不安定な収入であっても、一応手に職があり「食や食える」という安心感があったからだと思う。

昨今の不況下では、いつ夫が整理解雇されるか、肩叩きを受けるかわからない。そんなとき、妻が選手交替して働く羽目になるかもしれないし、仮にそんな事態に至らないとしても、いわば一家の保険として、妻がその気になれば働ける状態で居ることはとてもいいことだ。

これからは、女が男を護ってあげる時代である。

先日、大江健三郎さんの「恢復する家族」という本を読んでいたら、本の中で女優の宮本信子さんが、義妹である健三郎さんの妻ゆかりさんに、同じようなエールを送るシーンがでてきて嬉しくなってしまった。

宮本信子さんは夫の伊丹十三さんが「ミンボーの女」という映画を作った後、暴漢に襲われたことからそう言っているようだが、ゆかりさんもまた、世間の嫉妬や心ない悪評から健三郎さんをそれとなく護ろうとしているようで、「コレダッ!!」と私は膝を叩いた。

夫が、才能豊かな映画監督やノーベル賞作家なら申し分ない。けど、まあ、風彩の上らないただのおじさんであってもいいではないか。良い女が護ってあげれば、もしかして、良い男に化けるかもしれない。そんな夢を持つことが女をあげるコツだと、私は思う。

“活力ある社会” 女性が支えます。

茨城県知事 橋本 昌



所長 大変お忙しいところお時間をいただきありがとうございます。

早速ですが、知事は平成5年9月にご就任以来、「茨城に生まれて、住んで良かったと実感できるような郷土づくり」をモットーとして施策を推進しておられますが、働く女性を取り巻く様々な問題に対してどんなお考えをお持ちでしょうか。

知事 結婚、出産後も継続して就業したい女性や、家事、育児等により一旦退職したものの、条件が整えば再就職したいと考える女性は相当数に挙がっています。女性のこのようなニーズに的確に対応していくためには、まずは女性が働きやすい環境の整備に努める必要がございます。

所長 具体的な施策については、どのようにお考えでしょうか。

知事 家事、育児等の制約の下での多様な希望条件を満たす雇用機会を確保し、さらに再就職にあたっての能力再活性化等の諸対策を総合的に講ずる必要があると考えております。

こうしたことから、県としては職業紹介体制の充実による就業機会の確保やパートタイム雇用対策の充実など十分な支援を行う考えであります。第一線で業務を行っている女性就業サービスセンターにおかれましても地域住民のニーズを十分にくみとっていただき、技術講習会の拡充な

ど将来を展望した支援体制づくりに頑張っていたいただきたいと思います。

所長 働く女性に対して知事からメッセージをいただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

知事 近年、女性の職業進出あるいは地域社会における各種活動への参加など様々な形での女性の社会参加が進んでおります。働く女性は質的にも著しく変化し、経済社会の発展に大きな役割を果たしているところでありますが、今後も中長期的には、いきいきした社会づくりのために女性の力が不可欠となってまいります。

どうか、女性の皆さん、持ち前の勤勉さと能力を十分に発揮していただきたいと思います。

所長 本日はどうもありがとうございました。

最後に、知事から女性就業サービスセンターの業務の実態について質問があり、現在の不況を反映してか、ワープロ、ホームヘルパー2級課程等の技術講習会の受講希望者はかなりの高倍率（定員に対してワープロ約4倍、介護約6倍）になっていることを説明しました。

また、センター職員一同、再就職を希望する女性の立場に立って仕事を進めていかなければと決意を新たにして知事室をあとにしました。

●インタビューは茨城県女性就職サービスセンター 関 好江所長です。

税務・社会保険労務事務

千葉県女性就業援助センター

当センターの講習科目は、平成5年度まではワープロ、パソコン、経理事務、及び老人介護の4科目の21コースであったが、6年度から「税務・社会保険労務事務」を新設し5科目の21コースです。

新設の理由は、修了生の就職先がほとんど中小企業であることから、税務、社会保険、労務関係の知識が求められていると考えたことと、修了生の意見や要望、就業率約6割の修了生の就業状況、すなわち、修得技術を全面的に活用する仕事に就くというより、それがきっかけで就職できたこと、修了生の仕事の内容はパートの事務が多いこと、ハローワークや、パートバンク等の求人情報等を総合的に判断した結果です。

新科目のため応募数が心配でしたが、定員30名に110名の応募があり、そして、28名の修了生が全経協の所得税法3級に合格しました。一方、就業率は毎年9月に前年度の全受講生の就業状況を調査するため、詳細はわかりませんが、3名から就職した旨の連絡がありました。

講習は全科目について応募が多いため、一人一科目を原則としており、多くの科目に取り組んでおられるセンターが羨望の的です。しかし、当センターは賃貸の5室のみであり、現行の5科目以上の新設は困難です。そこで科目変更が考えられますが、毎回多くの応募があるため、当面は科目の新設よりコース又は定員を増やす方が、より県民のニーズに答えられるのではと考えております。

このため、今後は所外講習の増設を検討するとともに、住民と企業のニーズを積極的に把握し、時代の変化に対応した講習を実施してまいりたいと思っております。

医療事務

熊本県女性職業センター

長引く不況の中、それでも依然強いのが求職者の事務職指向です。主婦の再就職の場合、単なる一般事務では若い人との競争に勝てないということで、簿記の資格やワープロ技術などをプラスアルファの武器にしようという人が増えています。

相談窓口「ウイミング」においても、以前から「医療事務の資格を身に付けたい」との希望を多く伺ってきました。また女性職業センターが実施するアンケートにも「実施してほしい」との強い要望が数多く寄せられていました。

これらにもとづき、平成6年度、「医療事務技術講習会」を開催する運びとなりました。

要望の多かった科目ですから、ある程度予想はしていたものの、広報が出されたその日から問い合わせが相次ぎ、最終的な応募者数は125名。定員の6倍強、当センター技術講習会としては史上最高の競争率となりました。

この中から選考に残った20名の方々は、皆さんさすがに熱心。毎日の出席率も上々で、講師の先生も張り切って講義され、ヤル気いっぱい楽しい雰囲気の中、無事に21日間の課程を終えることができました。

このたび医療事務の資格が「メディカルクラーク」と名称を変え、労働省認定の公的資格となってグレードアップしたため、修了生の皆さんは5月の検定試験を前に、センターの講習室を利用し受験勉強に励んでいます。

問題は、本県の医療事務有資格者数に比べ求人数が少ない状況です。修了生の皆さんは再就職ということで、なお一層厳しくなりますが、ぜひ合格して、一人でも多く就業に結びつけてほしいと願っております。

平成7年度の日程についても、12月の受付というのにすでに問い合わせが来ています。今後も受講環境や日程など、できるだけ工夫をこらし、実り多い講習会に育てていきたいと思っております。

社会保険労務事務講習会日程表

栃木県県南婦人就業援助センター

回数	月 日	講 習 内 容	
		午 前 (9:30~12:00)	午 後 (13:00~15:30)
1	9月5日	・開講式 ・オリエンテーション ・講座の概要について	【労働基準法】 ・立法の主旨 ・総則、労働契約
2	9月7日	【労働基準法】 ・賃金（最低賃金法） ・労働時間短縮・有給休暇、休日	【労働基準法】 ・雇用機会均等法 ・年小者と女子 ・産休、育児休業、介護休業
3	9月9日	【労働基準法】 ・就業規則、その他 ・パート労働とは	【労働安全衛生法】 ・職場環境と健康管理
4	9月12日	・労働保険、社会保険のしくみ	・行政機構のしくみ（各役所の仕事）
5	9月14日	【雇用保険】 ・適用と給付 ・雇用安定事業等	【雇用保険】 ・雇用保険の実務 会社でする手続きと個人の手続き
6	9月16日	【労災保険】 ・業務上と通勤途上 ・給付の種類	【労災保険】 ・労災保険の実務
7	9月19日	【徴収法】 ・保険料の計算の仕方	【徴収法】 ・年度更新事務手続き 保険料の納め方
8	9月21日	・労働保険のまとめ	同 左
9	9月26日	【社会保険制度】 ・歴史的経過 ・国民皆保険時代	【健康保険】 ・保険者と被保険者 ・費用の負担
10	9月28日	【健康保険】 ・給付の種類 ・国民の健康保険との比較	【健康保険】 ・健康保険の実務 （日常的な手続きや給付請求等）
11	9月30日	・年金制度の概要 制度の種類 各年金制度の特徴	同 左
12	10月3日	【厚生年金】 ・保険者と被保険者 ・費用の負担	【厚生年金】 ・給付の種類 ・国民年金との比較
13	10月5日	・社会保険の実務 算定基礎届等	同 左
14	10月7日	・老齢年金のはなし	・障害・遺族年金のはなし
15	10月12日	・年金請求の実務	・社会保険のまとめ
16	10月14日	・従業員採用時の実務 取得・加入の手続き	・従業員退職時の実務 離職票の作り方 継続療養の給付
17	10月17日	・日常的な事務手続 保険料のとり方 給与計算事務	・年間を通しての実務
18	10月19日	・各保険の給付手続きについて 保険事故に対して	・各保険の給付手続きについて 各保険間での併給調整について
19	10月21日	・職安セミナー	・第3者行為災害について
20	10月24日	・助成金等の請求について	・総まとめ
21	10月26日	・総まとめ	・座談会 ・閉講式

『CADと建築製図』職業講習会日程表

愛知県女性勤労サービスセンター

日 程	講 義	製 図 実 技
第1日 4/4	(1) 製図入門 (ア) 製図用具の説明 (イ) 筆記用具の説明 (教科書と現物見本による。) 〈午前中1時間自己紹介〉	課題1, 2. (ケント紙を使つての製図) 製図板と平行定期・三角定期による製図の基本である線の練習、文字の練習
第2日 4/6	(2) 建築製図に関連のある投影法の説明 〔立体的な建物を平面上(図面上)にわかりやすく表現する方法(手段)として建築製図がある、ということの説明〕	課題3. 牛乳パックを使つての簡単な模型づくり 〔平面と立体の関係を学ぶ。 建築の主要構造を学ぶ。 建築に興味をもつ。〕
第3日 4/10	(3) 製図規約の説明1. 表示記号について	課題4. 平面表示記号の表と材料構造表示記号の表を描く。
第4日 4/11	(3) 製図規約の説明2. (ア) 尺度と寸法の単位 (イ) 線の種類 (ウ) 寸法の記入方法 (エ) 角度および勾配の表示 (オ) 位置の表示 (カ) 寸法の標準化 (4) 建築の設計製図法 〔各々図面に記入しなければならない事項と書き順〕	課題5. 自分で作った牛乳パックの住宅の模型をモデルにして、配置図・平面図を表示記号を使って描く。 〔課題4を壁に貼って、他の人の図面を見て、他の人の良いところを自分のものにする。〈線の強弱・文字〉〕
第5日 ↓ 第6日 4/17	(4) 建築の設計製図法 (5) 建築法規 〔図面を描く際に知っていなければならない知識としての法規 木造住宅の関連のさわり〕 (4)と(5)は同時進行	課題6. 模型をモデルにして立面図、断面図、屋根伏図、天井伏図、展開図を描く。
第7日 4/18	(4) 建築の設計製図法 室内パースの書き方 (5) 建築法規 (ア) 用語の定義 (イ) 単体規定	課題7. 室内パースを描く。 (牛乳パックの住宅模型をモデルにする。)
第8日 ↓ 第9日 ↓ 第10日 4/27	(5) 建築法規 (ア) 集団規定〈1〉 (イ) " "〈2〉 (ウ) 木造の構造計算 (エ) 耐火防止、非常に備える (オ) 建築の手続き	課題7. (A-3のトレペの用紙) 2階建専用住宅の配置図兼1階平面図1枚 2階平面図・1階屋根伏図1枚 立面図2面・断面1面1枚 合計3枚トレースをする。 ※作品の展示
第11日 5/1	(6) CADによる設計製図の説明 (7) CADによる自由設計とプレゼンテーションボード作成の説明	課題7. (つづき)
第12日 ↓ 第13日 ↓ 第14日 ↓ 第15日 5/22	(8) CAD実習 ・基礎編 アーキトレンド (Auto CAD) システムの起動・終了・手順 基礎編のマニュアル本に従って操作 (9) 自由設計の設計課題のプランニング	
第16日 ↓ 第17日 ↓ 第18日 ↓ 第19日 ↓ 第20日 ↓ 第21日 6/12	(9) CAD実習 ・応用編 自由設計の設計図をCADによって描く。 その設計図に基づいてプレゼンテーションボードをつくり、受講終了の作品として仕上げる。 ※作品の展示	

〈講習場所〉講義・製図……愛知県女性勤労サービスセンター

CAD 実習……愛知県名古屋高等技術専門校

不動産実務講習会日程表

鹿児島県婦人就業援助センター

回数	月 日	曜	講 習 内 容	講 師
1	10/31	月	説 明 会	10:00～11:00 (1階)
			開講式・オリエンテーション	11:00～12:00 センター所長
			①-1 不動産概要	13:00～15:30 丸峯講師
2	11/2	水	①-2 従業者の役割と基本的な心得	9:30～15:30 竹添講師 (6階)
3	4	金	② 顧客対応の基本 (1. 顧客サービスと販売活動の基本	9:30～15:30 竹添講師 (1階)
4	7	月	2. 住まい選びの助言	9:30～15:30 丸峯講師 "
5	9	水	3. 取引にかかる苦情・紛争)	9:30～15:30 桑畑講師 "
6	11	金	③ 取引の業務知識 1. 物件に関する調査	9:30～15:30 神戸講師 "
7	14	月	2. 不動産広告	9:30～15:30 東 講師 "
8	16	水	③-3 資金計画のアドバイス	9:30～15:30 桑畑講師 "
9	18	金	③-4 住宅ローンの設定と買換え	9:30～15:30 竹添講師 "
10	21	月	③-5 媒介、代理と業者の報酬の請求	9:30～15:30 神戸講師 "
11	25	金	③-6 指定流通機構	9:30～15:30 永田講師 "
12	28	月	③-7 交渉預り金、申込証拠金	9:30～15:30 永田講師 "
13	30	水	③-8 重要事項の説明	9:30～15:30 桑畑講師 "
14	12/2	金	③-9 契約書の作成	9:30～15:30 丸峯講師 "
15	5	月	③-10 契約時における業務上の制限	9:30～15:30 永田講師 "
16	7	水	③-11 代金決済と引き渡し・登記	9:30～15:30 神戸講師 "
17	9	金	③-12 不動産に関する税金	9:30～15:30 重野講師 "
18	12	月	"	9:30～15:30 重野講師 "
19	14	水	③-13 新借地借家法	9:30～15:30 丸峯講師 "
20	16	金	総まとめ (質疑応答)	9:30～15:30 丸峯講師 "
21	19	月	鹿児島県の雇用状況について	9:30～12:00 職業安定課 "
			閉 講 式 ・ 座 談 会	13:00～15:30 センター所長

1. 期間：平成6年10月31日(月)～12月19日(月)

2. 会場：鹿児島県婦人就業援助センター

女性就職準備講座 — 有利な就職への方向づけ —

岡山県婦人職業相談センター



岡山県婦人職業相談センターでは、平成2年度より就業援助促進の充実を図るために、「女性就職準備講座」を開催しています。

これは再就職を希望する女性が、働く目的をしっかりと持ち自分に合った職業選択ができるなど、円滑な就職が図れるように、働く方向づけをねらいとしたものです。開設以来、年々受講希望者が増加し好評を得ています。

開催の動機

当センターでの就業相談、技術講習会を通じて女性の就業を阻む要因の解消を図り、就業意識の向上のために講座を開催しました。

(就業を阻む要因)

1. 就業の目的をしっかりと持っている者が少ない
2. 自分はこれができるという自信を持った者が少ない
3. 就業してもすぐにやめるケースが多い
4. 安易な考えで技術講習を受講したため、就業する時に迷いがある
5. 働く場合の家庭環境整備が出来ていない

講座の内容・ねらい

《1日コース》 定員100名

★講演＝漠然と就業を希望している女性に働く心構え、家庭から一歩踏み出すきっかけ作りをする

★当センターの役割と業務内容の説明

《6日コース》 定員30名

★1日コースを受講し働く心構え出来た者に対して就職準備を具体的に進める

★カリキュラム

- ・最近の雇用情勢と再就職探し
- ・就職準備ナイスワークシート
- ・キャリアノートの作成
- ・働く女性の実情・パートタイム労働法等
- ・企業が求める人材とは（地元の企業）
- ・主婦と税金
- ・働く時の保険と年金
- ・事業所見学（女性の多い事業所で働く現状を見学）
- ・働く女性のマナー
- ・あなたのセンスアップにカラーコーディネイト
- ・再就職者の体験発表
- ・グループディスカッション
- ・ワープロ講習（1日間）

開催予定＝1日コースと6日コースをセットにして、年2回（6月、9月）開催

講座の工夫点

- ◎本講座をより充実させるために、雇用促進センター、及びハローワーク、婦人少年室等、「女性の就職に関係する機関」との連携を密にし、常に新しい情報提供が出来るようにしている
- ◎広範囲に広報活動をしている

実施効果

◎受講者の感想

- ・自分の生き方、働き方を考える上で大変有意義
- ・同じ目的を持った友達が出来、情報交換が出来る
- ・第一歩を踏み出す勇気が湧いてきた

◎受講後の状況

- ・6日コースの追跡調査によると、55%の人が就職に必要な技術の修得等の講習会を受講し、40%の人が就職している

◎受入れ企業側からの感想

- ・仕事の取組み方に熱意が感じられる
- ・職場のマナーが良い

今後の課題

- ◎各関係機関と尚一層連携を取りながら、就業ニーズに合ったカリキュラムを考えて継続して行きたい

技術講習に対するニーズ調査

宮城県婦人就業援助センター

新卒者の学生でも就職が困難な平成不況の中で、出産・育児を終えて再就職を希望する女性の就業活動は、さらに厳しい現状です。

少しでも就職に結びつく講習会を開催するため、これから就業を希望する女性が、どの様な講習を受け就業に役立てたいか、又企業が今後必要としている人材に必要な知識・技術では何を求めているかを知るため調査を実施することにしました。

期間は、調査結果を次年度の講習会計画に生かせるように、また、できるだけ新しいデータを得るために9月1日から30日まで1ヶ月間実施しました。

調査方法は、就業を希望する女性は、県内13ヵ所11名の相談員が、相談に来た方を対象に聞き取り調査。企業の調査は、女性の多く勤務している企業、女性に合いそうな企業に調査用紙を返信用封筒とともに郵送し回収しました。

調査結果の一部

就業希望女性 (230名対象)

年齢は、30代が1番多く41%、次いで20代が25.7%、40代の22.6%となっている。

希望する就業形態は、「パートタイムで働きたい」人が70%、「フルタイム希望」が30%となっている。以上のデータから、育児がある程度手の掛からなくなり、余裕の時間をパートで働く傾向があります。

20代では、女性に新規求職の難しさが反映しているようです。

希望月収は、「10万円ぐらい」が多く37.4%次いで「15万円ぐらい」が33%、「20万円以上」を希望している方は、1.7%と少なく、「収入はできれば多い方がいい」というよりは、「夫の扶養家族内で収入が欲しい、年間100万円以内で」といった傾向があるようです。

調査を終えての反省点

今回の調査を終えての反省点は、調査件数が各

230件と少なく感じられ、より一層正確なデータを得られるように調査件数を増やしたいと考えています。

郵送での事業所に対する調査では、一方的に調査を依頼するため調査用紙の記入漏れや回収率も悪いことがあげられます。

また、調査の説明不足も生じることもあるので、事業所を訪問し人事担当者と面接調査を行えば、生の声を聞きながら、正確なデータを得ることができるし、更に、センターのPRも兼ねられる利点もあります。

調査の結果を踏まえ、平成7年度では新たに3コースの講習会を計画しております。

現在円高により製造業など海外で生産する割合が約20%となり就職には厳しくなっていく状況で、勤務時間、職種、勤務場所、収入額と、なかなか希望に添った条件の就職は大変です。今後センターでは、受講生に対し講習で得る知識技術だけでなく、情報収集、労働関係機関との連携を密にし、受講生の就業意欲の向上、改革なども指導し、1人でも多くの受講生が就職できるよう努力していきたいと考えています。

就業するために受講するとすれば、どの技術講習を希望しますか。

〈就業希望女性〉

経理事務	社会保険	税務事務	医療事務	不動産実務	秘書実務
10.5%	3.2%	3.2%	7.9%	1.5%	1.7%
ワープロ	パソコン	ビジネス実技	販売	広告美術	病人介護
25.1%	15.3%	4.0%	6.2%	1.2%	8.8%
調理	インテリア	その他			
7.3%	3.6%	0.5%			

〈事業所〉

経理事務	社会保険	税務事務	医療事務	不動産実務	秘書実務
15.6%	5.7%	2.8%	0.5%	0.5%	0.8%
ワープロ	パソコン	ビジネス実技	販売	広告美術	病人介護
20.3%	22.3%	6.4%	8.4%	2.5%	1.7%
調理	インテリア	その他			
3.4%	1.6%	7.5%			

就職率のアップをめざして

埼玉県浦和女性職業センター

当センターでは、平成6年度、経理（簿記）、ワープロ、パソコン、経理パソコンの講習を実施しました。当然のこととして「講習後、どのような職種に就きたいと思いますか。」の間に受講者の80～90%が「事務職」と答えています。

しかし、長引く不況のOA化による省力化がすすむ中で、事務の求人数は減っており、就職率の上昇は、望めない状況です。このため事務が中心の講習科目を見直すことが緊急の課題となっています。

講習終了後3ヶ月後に行っている就業状況調査によると16講座の平均就職率は、41.8%となっています。就職率が一番高かったのは、9月から10月に行った経理（簿記）の59.3%。50%を超えたのは、ワープロ、経理（簿記）で各2講座にとどまっています。

就職率をアップさせるために、今年度初めて、経理講習にパソコンをプラスした、経理パソコンを実施しました。その結果については、現在、調査しているところですが、良い結果がでることを期待しています。

なお、講習の応募状況は、経理（簿記）が定員の2～3倍。ワープロは2～13倍、パソコンは6倍とかなり高くなっています。

就職率をアップさせるには、講習科目の設定とあわせて受講者本人の就職に対する考え方が大いに影響します。「とりあえず習ってみて、就職は二の次」というのでは、たとえ求人数が増えても就職率はアップしないでしょう。

当センターでは、21日間の講習にプラスして女性労働問題セミナーを実施しています。それも開講式の翌日、緊張感があるうちに再就職アドバイザーや社会保険労務士、弁護士の方々を講師に招いて行っています。

また再就職準備セミナーとして公共職業安定所

の方を講師に「ハローワークの利用の仕方」や「求人情報」について、21世紀職業財団の短時間雇用管理アドバイザーによる「社会保険・年金・税金について」の講義も設けています。

セミナーを受けた受講者は、「具体的に働く方向付けができた」「絶対正社員でなければと考えていたが自分自身の気持ちをゆるめて職探しをしようかなという気分になった」と感想を寄せています。

以上のような、講師を招いてのセミナーの他に6年度は、受講生自身の自覚をより高めるために、5～6人を1班にしてグループ討議も行いました。講師の話を一方向的に聞くのではなく、世代が違う受講者同士が「女性が働くこと」「仕事と家庭の両立」「再就職すること」等について意見をのべ合うなかから、「私もみんなと同じように就職できるようにがんばろう」と、より積極的に求職活動に足を踏み出すきっかけを作っています。

また、資格を取って就職を有利にするために、経理（簿記）、ワープロについては、日本商工会議所や全国経理学校協会の検定試験3級を積極的に受験して資格を取るように、働きかけや情報の提供を行い、パソコンについては、埼玉県職業能力開発協会の「パソコン表計算部門3級」試験を講習の最後に組み込んで行っています。

始めに書きましたとおりこれからは、事務が中心の講習科目を、企業ニーズを十分把握して選定しなおすこと、科目数を増やす工夫が求められています。

当面、平成7年度では、「販売士」コースと「介護」コースを新たに加えることになりました。

今後は、講習を修了した女性たちが「講習で学んだことを生かして、いきいきと働きたい」という要望に応えられるような講習にしたいと考えています。

技術講習会を修了して

群馬県 佐々木 佐千江



私が、ワープロと簿記の講習を受講した動機は前の職場が会計事務所でしたので、その2つは必須のものでした。何もでき

ない状態で仕事に就いたものですからとても惨めな思いをし、体調を崩しやめました。何とか技術を身につけたいと考えていた時に、この講習を知りました。受講して、基礎から教えていただき新しい知識を得る毎日で学ぶ喜びを久しぶりに味わうことができました。ワープロ検定にチャレンジするつもりで修了しましたが、2ヵ月後に就職が決まり、それはまだ課題として残っています。

職場は、銀行の営業部です。男40名、女23名、パート5名です。この仕事は、結婚前に勤めた経験があったから求人ジャーナルを見て面接を受けました。今の仕事は、為替業務の補助と庶務一般です。以前勤めていたとはいえ、20数年前ですので「浦島太郎」的な事もあり、覚えることは全く最初と同じです。ただ、雰囲気は知っているのが楽でした。正直言ってセンターでの講習はそのまま生かされていませんが、一生懸命学ぼうとしたあの時の熱意があって、今の職場にも恵まれたのだと思います。ワープロの担当者はいるので、係として回ってきませんが、何かの時にはと思っています。仕事は9時から3時半で実働5時間半で、週4日です。私は最初から主人の扶養の範囲内だと考えていたので、今の職場はベターかなと思います。

家庭にいた女性が再度働くとなると、まず資格と年齢制限で足踏みします。子育てがひと息つき一生懸命働ける年齢は40歳前後だと思いますが現実とはありません。若さは年齢と共に失うが、その年齢になったからこそ出来るものがあるはず。多少働く条件は悪くとも、満足できるものがあれば頑張れます。仕事を続けながら、年齢と共に充実していけたらと願っています。

ワープロ講座(中級)を受講して

三重県 藤田 まき

私は、大学の在学中にビジネス専門学校に通い、ワープロの初級コースを習ったこともあり、できればOA機器関連の会社へ就職できたらいいなあ……と思っていました。

ある日、婦人就業援助センターのワープロ講座の案内を市の広報で知り、もっと前向きな姿勢で取り組むことに思いを新たに、中級をめざし少しでも多く技術を身につけておけば就職に際し有利になるだろうと決心し、応募いたしました。

幸いにも、多数の応募の中から受講者に選ばれ、当日、センターへ行くと、私より年輩の女性が多く、中級を目指す皆さんの向学心に刺激を受けたのと、OA機器がいかにも多くの人々に浸透しているか、また、需要を求められているかを改めて感じました。

講師の先生方は、きめ細かなご指導で、質問にも丁寧に答えてくださいました。

以前に少し習ってはいたのですが、応用まではできませんでしたので、新しい事が学べる喜びと、ブラインドタッチが上達していく喜びで、感動の毎日でした。

幸いにして、4月から正規職員として銀行関連のコンピューター会社に就職も決まり、4月3日が入社式で営業部に配属されました。

今は研修中ですが、センターで習得した知識のおかげで楽に理解ができます。

営業の仕事というのは、コンピューターを購入していただいた会社や家庭に赴いて、使用法をお教えするのだそうです。

センターの先生方のように、自分も人に指導ができるだろうか？ と不安にも思いますが、教えて頂いた事を基礎に、更に指導方法もお手本に、これからの仕事に生かしたいと思います。

この講座を受講させて頂きまして本当にありがとうございました。

— 昨年10月に 柔らかな落ち着いた建物に移りました —

山梨県立婦人労働開発センター



山梨県は、山梨ならではの豊かさが実感できる県土づくりをめざしており、山梨県知事の提唱する「幸住県計画」に基づき、女性の多様な就労ニーズに応えるための職業能力開発体制の充実強化を図っております。

当センターは県庁所在地である甲府市の北西に位置し昨年10月に新築移転しました。建物は女性の方々が来所しやすいよう柔らかに落ち着いた雰囲気になっています。

1階は、情報コーナー、相談室、託児室、会議室、事務室、休養室

2階は研修フロアとしてパソコンルーム、ワープロルーム、第1研修室、第2研修室、技術指導室があります。

また、車で来所する方のために約50台の駐車スペースを設けました。

情報コーナーには、婦人就業相談員が常駐し、就業を希望する女性のために必要な情報を提供し、各種の相談を受けながら再就職の心構え、適性などをワークシートを使って診断するカウンセリング等を行っています。

また、パートで働きたい人には、公共職業安定所の委嘱を受けたパート職業相談員が職業相談、紹介を行っています。

さらに、仕事をする上で役立つ各種のビデオや、関係図書を用意しました。

なお、プライベートな相談には落ち着いて相談できるよう相談室を新設しました。

講習を受けたいと思っても、小さなお子さんがいて受講できない方のために託児室を設置し安心して受講できるよう配慮しました。

◆技術講習

ワープロ、パソコン、簿記、税務会計、等多様な就業ニーズに応じるために14種類全20コース実施しております。また講習会場はセンター及びセンター分室において行いますが、各市町村からの要望に応えるために移動講習を2コース実施しています。

◆女性職業問題相談会

女性就業相談窓口はセンター、分室、県内5か所の地方振興事務所に設けておりますが、施設外においても、女性が日常立ち寄るショッピングセンター等で公共職業安定所が開催する「ハローワーク・レディース相談会」に合わせ出張相談を行っています。

◆女性リフレッシュサポートセミナー

女性が働く上で必要となる知識情報や、職業能力を向上させるための短期セミナー（法律、税金、年金、健康、子育て、労働市場、話し方等の内容）を開催しています。

お待ちしております

□平成7年度全国婦人就業援助センター所長連絡協議会総会

・期日 平成7年9月13、14日

・場所 奈良県奈良市

「日本文化の発祥の地」奈良県へぜひ、お越しください。

職員一同お待ちしております。



□平成7年度北海道・東北ブロック婦人就業援助センター所長連絡協議会総会

・期日 平成7年7月12、13日

・場所 宮城県松島町

本県で最も景勝地である松島は日本三景(松島、宮島、天の橋立)の一景で808島からなり、松の緑と海の青さが調和した優れた自然景観と瑞巖寺観瀾亭など貴重な建造物もあります。この機会是非ご覧いただきたいと思います。皆様のお越しをお待ちしております。



□平成7年度関東甲信越静ブロック婦人就業援助センター所長連絡協議会総会

・期日 平成7年6月1、2日

・場所 静岡県舞阪町

浜名湖と遠州灘に囲まれ、海の幸・豊かな自然にあふれる舞阪町で、皆様のお越しをお待ちしています。



□平成7年度中部・近畿ブロック婦人就業援助センター所長連絡協議会総会

・期日 平成7年7月6、7日

・場所 京都府京都市

平安建都1300年への新たな一步を踏み出した、歴史と文化の町「京都」にもう一度いらっしやいませんか。皆様のお越しを心からお待ちしています。



□平成7年度中国・四国・九州ブロック婦人就業援助センター所長連絡協議会総会

・期日 平成7年7月20、21日

・場所 島根県松江市

“古代ロマンの風が吹いてくる神話の国”で皆様のお越しを職員一同お待ちしております。

なんでも Q & A

労働省婦人局婦人福祉課

(問1) 経済社会の変化や、地域のニーズに対応した弾力的な技術講習科目の設置について、教えてください。

(答) 平成7年度技術講習科目として、基礎コース14科目、上級コース4科目にそれぞれ複合科目をプラスしたものをお示ししているところですが、地場産業の振興に結びつき、かつ就業できる科目であれば補助金の対象になりますので、地域のニーズに合わせて、新科目を掘り起こしていくことも必要です。ただし、和裁・洋裁、リフォーム、縫製等の技術講習及び内職等の技術指導については、補助対象となりません。

最近の新科目については、地域の実情に合わせ、以下の科目を好事例として報告されております。

観光ガイド養成、販売職向け英会話、喫茶店経営、ホームヘルパー(2、3級)、日赤介護、クッキングヘルパー、介護・調理複合 等

(問2) ワープロ、簿記等の資格を取得させるためには、基本コース(技術講習日数・時間数は21日・105時間)のみを受講するのでは不十分な場合、何か良い方法はありませんか。

(答) 上記のようなケースについては、基本コースに加えて短期講習を追加・補習コースとして実施する、コースを初・中・上級に分けて実施すること等により対応することができます。

なお、短期講習を実施するためには基本コースを20コース以上実施し、かつ、前年以上のコース数が実施されなければなりません。

(問3) 情報関連講習会の開講に当たって、ワープロ、パソコン等機器の購入は、助成の対象となりますか。

(答) 情報関連講習については、ほとんどのセンターが関連の講習を開催しており、応募者も多数で関心の高さがうかがわれます。

ワープロ・パソコン講座については、従来から補助金の対象にしているところではありますが、措置に当たっては、リースを前提としております。

これは、①受講生の就職に繋げるためには、できるだけ新しい機種の方が適当であるが、機種の変わり方が早く、購入よりもリースの方が安価であること ②アフターケアもあること ③移動講座の場合リースの方が便利であること等の理由によるものであります。

(問4) 婦人就業援助センターの技術講習会開催時に託児室を設けた場合、保母の雇い上げ賃金及び遊具等保育用具は補助金の対象となりますか。また、託児室設置のため、建物を増改築した場合、補助金の対象となりますか。

(答) 婦人就業援助促進事業は、子育て等が一段落した後、再就職を希望する女性の就業を援助するために、都道府県が技術講習等を行う事業であり、その事業の実施に要する経費について国は1/3の補助金を交付しております。補助金交付の要件の一つとして、事業実施に伴う施設設備等が整備されていることがあげられており、「託児室及び託児に必要な備品」は必要な施設設備として規定されています。ただし、本補助金において、設置費の補助は認められておりませんので、託児室の増改築費は補助対象外ですが、借上料、保母の雇い上げ賃金、保育用具は補助の対象となります。

(問5) 将来的に、婦人就業援助センターを核とする女性にかかる総合センターを考えているが、婦人就業援助事業との関係での留意点について教えてください。

(答) 「女性にかかる総合センター」のなかに合築複合施設の一つとして、婦人就業援助センターが入居している例はすでにいくつかの県で見受けられます。例えば、婦人求職者の利便から見て、労働関係（パートバンク、ハローワーク等）の総合施設が考えられますが、その場合、主管課は、複数課にまたがっても差し支えありません（ただし設置費の補助はありません）。

複合施設として入居する場合、次の点にご留意ください。

- 1 婦人就業援助事業は、婦人失業者等の求職者に対して就業援助を図ることを目的とするところの雇用福祉事業です（雇用保険法第64条第1項第6号及び同法施行規則第140条第4号）。複合施設として入居する場合も、本事業を実施するための独立した施設設備が整備され、かつ、職員が配置されていなければなりません。
- 2 労働行政の一環である雇用福祉事業である以上、県の労働部局が本事業を所管していることが必要です。

なお、婦人就業援助促進事業は、未就業の女性の就業援助を行うことを目的とするものであって、現に就業している女性を対象とすることは本来の事業目的からはずれることになります。

均等法 10年 活かしていますか 女性^{ちから}の能力

第10回男女雇用機会均等月間 6月1日～30日

労働省では、男女雇用機会均等法の公布日（昭和60年6月1日）を記念して、法施行初年度である昭和61年から6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等について労使を始め社会一般の認識と理解を深めるための活動を全国的に展開しています。



均等法 10年
活かしていますか
女性^{ちから}の能力

第10回 男女雇用機会均等月間
期間/平成7年6月1日～30日

労働省/婦人少年室

第10回を迎えた今年の男女雇用機会均等月間は本年が男女雇用機会均等法施行10年目の節目の年であることを踏まえ、企業における雇用管理改善のための諸活動を推進することによって男女雇用機会均等法が一層社会に定着し、職場における男女の均等取扱いが実現していくことを目指して、「均等法 10年 活かしていますか女性^{ちから}の能力」をテーマに、本月間を中心に全国の婦人少年室において啓発セミナー、講習会等を開催するとともに全国的に特別活動を展開します。

また、中央では、講演及びシンポジウムを中心に、「第10回男女雇用機会均等推進全国会議」を6月15日（木）、午後1時30分からヤマハホール（東京都中央区銀座7-9-14 TEL03-3572-3139）にて開催いたします。ぜひご参加ください。

※問合わせ先 婦人局婦人政策課

TEL03-3502-6790

編集後記

「すくらんぶる」春号をお届けします。ご意見、情報をお寄せくださった県、センターの皆様、どうもありがとうございました。

今春、婦人福祉課就業援助係も全員新メンバーとなりました。雇用情勢は、依然厳しい状況ではありますが、職員一同婦人就業援助促進事業の一層の充実を図って参りたいと存じます。

「こういう企画があったらいい」とすくらんぶるに掲載してほしい企画、内容、情報等がありましたら、気軽に要望をお寄せください。

人事異動のお知らせ

労働省婦人局婦人福祉課就業援助係担当課長補佐の人事異動をお知らせします。

（平成7年5月1日付）

婦人福祉課 担当課長補佐 塚崎 裕子（職業能力開発局 海外協力課から）

（平成7年4月1日付）

前婦人福祉課 担当課長補佐 木村スズコ（愛媛婦人少年室へ）